

令和7年4月1日
江東区立辰巳小学校
校長 景山 賢治

江東区立辰巳小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習しその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、教務主任、該当学年担任、該当学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー】による「辰巳小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【辰巳小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

辰巳小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等	氏名
委員長	校長	
副委員長	副校長	
	生活指導主任	
	教務主任	
	該当学年担任	
	該当学年主任	
	養護教諭	
	スクールカウンセラー	

3 いじめの未然防止の取組

- (1) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてるわかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- 確かな学力の向上のため、個別学習、グループ学習、課題別学習などの学習形態や少人数指導、習熟度別指導などの指導方法を工夫し、児童一人一人の実態に応じた指導を行うとともに、基礎・基本を確実に定着させ、児童の自信と学習満足度を向上させる。
- 各教科等の目標を実現する過程で、児童同士の対話活動を引き出し、支えていくことで、学習指導要領の3つの力を身に付けさせていく。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図る。
- 道徳の授業を保護者、地域住民及び都民に公開するとともに、「心の教育」の在り方について、学校・家庭・地域社会が意見交換等を行い、連携・協力して道徳教育を推進する。
- 児童相互の連帯感を育て、思いやりの気持ちをもち責任感のある行動がとれるように、生活に根ざした心の教育を進める。
- いじめに関する授業を各学級で年3回以上実施する。

- (3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- 縦割り班（スマイルチーム）による交流活動を行う。
- 近隣の保幼小中との交流活動を行う。
- 学校飼育動物（うさぎ）の世話。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- 友達のよさみつけの活動を年2回以上行う。
- 「より良い人間関係を築くための、自分も相手も大切にしたい授業を行い、「アサーティブ」な人間関係づくりに努める。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- セーフティー教室において携帯電話、インターネットの正しい使い方の授業を行う。
- セーフティー教室後の意見交換会で保護者へ情報モラルに関する啓発活動を行う。
- 各家庭で携帯電話、インターネット使用に関するルールをつくる。
- SNS 東京ノートなどを活用し、情報モラル教育を継続的に行う。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- 高学年でDVD等を活用した授業を年間1回以上実施する。
- 全校朝会等における校長講話や学級活動等による講話を年間1回以上実施する。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- 年3回、ケーススタディを行い、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」に関する資質能力の向上に努める。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解を促進する。
- 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察を行う。
- 児童・保護者に生活アンケート、教職員自己点検を行い、いじめの実態把握、早期発見に努める。
- 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- 5月にスクールカウンセラーによる相談を児童・保護者に周知する。
- 6月にいじめ相談窓口について児童・保護者に周知する。
- 5年生全員を対象としたスクールカウンセラーによる相談を行う。
- ふれあい月間等による年3回、学級担任による、全員面接を行う。
- いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・保護者等に周知する。
- 「いつでも話を聞いてほしい。」「小さなことにも気付いてほしい。」という児童や保護者の願いを受け止め、忙しくとも児童と向き合い、話を聞き、児童や保護者の思いや考えをしっかりとつかみ、その思いに応えられる教員を目指す。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- 年間を通して個人面談を設定し、学校や家庭での様子を共有できるようにする。
- 連絡帳を用いて、児童の状況について報告できる関係を築く。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的にを行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義

①いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（児童・生徒が自殺を企図した場合等）

②いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (2) 重大事態への対応

①学校は、重大事態が発生した場合、（児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。

②学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。

③いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

④学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。

⑤学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。